
株式会社HANATOUR JAPAN

定 款

平成17年6月13日 作成
平成17年8月22日 公証人認証
平成17年9月1日 会社設立
平成18年3月24日 改正
平成18年6月29日 改正
平成19年2月9日 改正
平成19年9月11日 改正
平成26年9月30日 改正
平成28年7月29日 改正
平成28年10月11日 改正
平成28年12月27日 改正
平成29年4月1日 改正
平成29年9月7日 改正
平成29年10月30日 改正
令和3年3月30日 改正
令和3年5月16日 改正
令和4年3月30日 改正

定 款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社HANATOUR JAPANと称し、英文では、HANATOUR JAPAN CO.,LTD. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 旅行業法に基づく旅行業
2. ホテル、旅館等の宿泊施設の企画、運営、管理及び経営
3. 観光ガイド業
4. 一般貸切旅客自動車運送業
5. ハイヤー、タクシーの業務
6. レンタカー業及びその仲介
7. 自動車のリース業
8. 通訳及び翻訳業
9. 衣料品、化粧品、日用雑貨、食品、家庭用電気製品の販売及び輸出入
10. 古物営業法に基づく古物営業
11. インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業
12. 飲食店の経営
13. コンピューターソフトウェアの開発、製作及び販売
14. 不動産の売買、賃貸、その仲介及び管理
15. 駐車場の経営
16. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
17. 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式について）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところによる書面または電磁的記録を持って作成する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（員数）

当社の取締役は10名以内とする。

第20条（選任方法）

当社の取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する

株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

取締役の任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定める事ができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程に

よる。

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第30条（員数）

当会社の監査役は5名以内とする。

第31条（選任方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（任期）

監査役の任期は選任後4年以内終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

第33条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第38条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第39条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第40条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第41条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第42条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

第7章 計算

第43条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第44条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第45条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第46条（剰余金の配当除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払い義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

（附則）

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

令和4年3月30日